

「借金」や「ギャンブル等依存症」のこと、専門家に相談しませんか？
ご家族の借金が心配で悩んでいませんか？ お気軽にお電話ください。

ギャンブル等依存症 でお悩みの方の 借金と心の無料相談会

5/20
(火)

21
(水)

22
(木)

失業・減収

生活費

◆ 相談受付時間 ◆

8時30分～16時30分

会場：山形財務事務所

山形市緑町2丁目15-3(無料駐車場あり)

保健師相談有・相談無料

※5月19日(月)16時20分予約締切です

カードローン
住宅ローン

教育費
ギャンブル

【ご予約・お問合せは下記まで】

東北財務局 山形財務事務所 理財課

電話 023-641-5201【相談専用】

受付時間：月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～12:00 13:00～16:30

当所は財務省や金融庁の仕事をしている国の出先機関です。安心してご相談下さい。

■FAXにて相談を申込む方

※FAXの場合、当事務所から電話連絡を致します。その際に、相談時間の調整を行い、はじめて予約完了となります。

ふりがな

氏 名：

連絡先：

(※電話番号、住所等こちらから連絡がとれるものを記載ください。こちらから改めて連絡します。)

自由記載※任意 (お困りのことについてご記入ください)

参考：債務整理の方法(「多重債務者相談の手引き」より)

- 任意整理：裁判所を通さずに、相談者・法律専門家（弁護士等）と貸金業者間の交渉により、債務を整理する方法。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。
- 特定調停：裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介する方法。法律専門家に依頼することは必須ではありません。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。
- 個人版民事再生：裁判所の関与の下、再生計画を立て、計画に沿って借金を返済する方法。再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。利用者は、定期的な収入がある者等に限られます。
- 自己破産：裁判所の手続きを通して、借金をゼロにする方法。最低限の生活資財を除き、住宅等の財産は失うこととなります。過去7年以内に自己破産をした等の理由がある場合には、借金をゼロにしてもらえません。



【個人情報の取扱いについて】

お申込みの際に収集した個人情報は、相談会のためにのみ利用し、その他の目的での利用はいたしません。

申込FAX：023-641-5360

《問合せ先》 山形財務事務所多重債務者相談窓口 ☎023-641-5201